

障害福祉計画市町担当者等会議 次第

- (1) 平成18年5月17日(水) 13:30～ 県庁那須庁舎別館 302会議室
対象：県北健康福祉センター管内
- (2) 平成18年5月19日(金) 13:30～ 県庁小山庁舎 4階大会議室
対象：県南健康福祉センター管内、安足健康福祉センター管内
- (3) 平成18年5月22日(月) 13:30～ 県庁自治研修所 205会議室
対象：宇都宮市、県東健康福祉センター管内、県西健康福祉センター管内

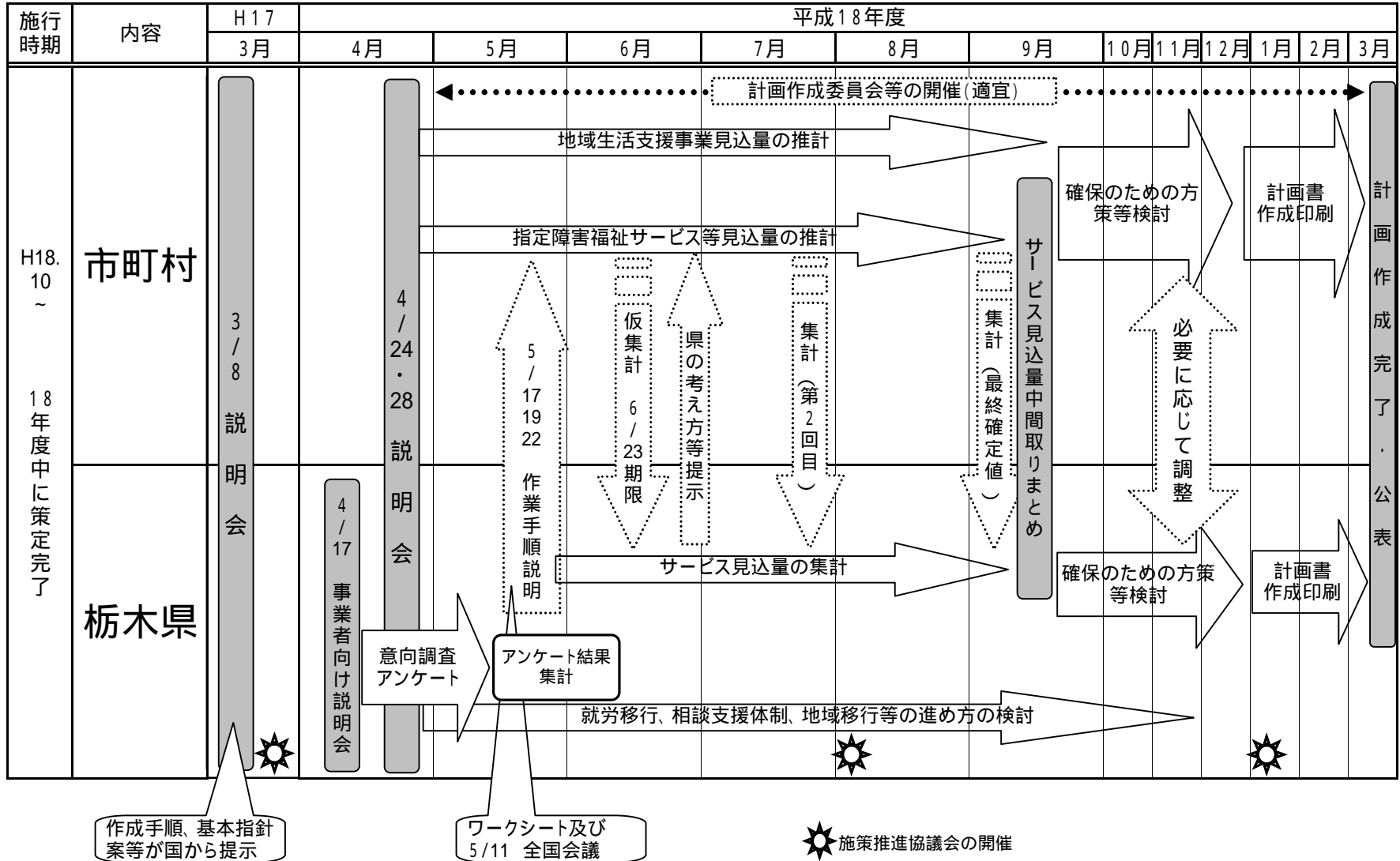
【説明事項】

- ・ 障害福祉計画の策定手順等について
- ・ 退院可能な精神障害者の取扱い等について
- ・ 地域生活支援事業の国庫補助配分について

《配付資料目次》

- ・ H18.5.11全国障害福祉計画担当者会議資料(抜粋)
 - 資料1 障害福祉計画の策定に向けて 2
 - 資料2-1-1 サービス見込量算出の基本的考え方 11
 - 資料2-1-2 障害福祉計画におけるサービス見込量の単位 16
 - 資料2-2-1 障害福祉計画の目標値を超えた場合の指定の取扱い等 20
 - 資料2-2-2 " 別紙1～別紙4 25
 - 資料2-3 基本指針(案)未定稿 27
 - 資料3 精神障害者の退院支援と障害福祉計画 44
- ・ 障害福祉計画作成スケジュール・作成イメージ(H18.5.17版) 50
- ・ サービス見込量推計ワークシート 56
- ・ 平成18年度地域生活支援事業の国庫補助配分について 66
- ・ 国庫補助配分に係る事業評価指標調査 69
- ・ 質疑応答(H18.5.11全国会議時に示されたもの) 73

障害福祉計画作成スケジュール



市町村障害福祉計画 作成イメージ

(H18.5.17版)

市(町)第一期障害福祉計画

1 計画作成の意義

障害保健福祉施策については、平成15年度から、ノーマライゼーションの理念の下、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入されました。

支援費制度の施行により、新たにサービスの利用が増えるなど、障害者等が地域生活を進める上での支援が大きく前進しましたが、今後も利用者の増加が見込まれる中で、制度をより安定的かつ効率的なものとする、精神障害者が支援費制度の対象となっていないなど現在、障害種別によって異なっている障害福祉サービスの体系や、公費負担医療の利用の仕組み等を一元的なものとする、など障害者等が必要なサービスを安定的に利用できるよう、障害保健福祉施策の各般にわたる抜本的な改革を行うため、障害者自立支援法が平成18年4月1日施行されたところです。

本計画は、障害福祉サービス等の必要量を的確に見込むとともに、その確保のための方策を定め、提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

【基本的理念】

- (1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- (3) グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

2 計画の性格

本計画は、障害者等の施策全般にわたる基本的な事項として障害者基本法に基づき平成 年度に作成した 市(町)障害者計画の「生活支援」のうち、3年を1期とした障害福祉サービス等の確保に関する実施計画として、障害者自立支援法第88条に基づき作成するものです。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成18年10月1日から平成21年3月31日とします。

計画の名称は任意

趣旨、基本的理念、目的及び特色などを記載

計画作成が完了したら、遅滞なく栃木県知事に提出するとともに、公表すること。

「議会への報告」は法に規定なし。
実施の要否も含めて市町村の判断

障害福祉計画と障害者計画との関係(別紙参照)

法令の根拠

変更不可

4 計画作成体制

本計画の作成にあたり、サービスを利用する障害者等のニーズを適切に把握するとともに、障害者等や関係者の意見を反映させるため、次の体制を整備しました。

(1) 市(町)障害福祉計画作成委員会の開催

開催経緯・・・
委員名簿・・・

(2) 住民の意見の反映

パブコメ、アンケート、公聴会の実施・・・・・・・・

5 平成23年度における目標値

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現入所者(A)	人	H17.10.1現在
H23年度入所者数(B)	人	H23年度末見込み
【目標値】 削減見込(A-B)	(%)	
【目標値】 地域生活移行数	人	施設からGH・CHに移行する者の数

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現在	人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	人	上記のうちH23年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方

「市町村は、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。」法88条第5項

- ・サービスを利用する障害者のニーズを適切に把握
 - ・障害者の意見を反映させるために必要な措置
 - ・地域住民、企業など幅広く参加を求める。
- 少なくとも計画作成委員会等の設置は必要

県としての考え方は後日示す

現在の年間 一般就労移行者数	人	H17年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】 H23年度の年間 一般就労移行者数	人 (倍or %)	H23年度において施設を退所し、一 般就労する者の数

6 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

A 訪問系サービス

	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護				
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

基本指針に基づき市町村で算出
4つのサービスを一体として設定可
退院可能精神障害者分は県から指示

B 日中活動系サービス

	18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	(人日)			
自立訓練(機能訓練)	(人日)			
自立訓練(生活訓練)	(人日)			
就労移行支援	(人日)			
就労継続支援(雇用型)	(人日)			
就労継続支援(非雇用型)	(人日)			
療養介護	(人)			
児童デイサービス	(人日)			
短期入所	(人日)			

国が示すワークシートに基づき算出
具体的な計算方法は別途指示

基本指針に基づき市町村で算出
退院可能精神障害者分は県から指示(短期入所)

C 居住系サービス

	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助 (人分)				
共同生活介護				
施設入所支援 (人分)				

国が示すワークシートに基づき算出
GHとCHは一体として設定可
具体的な計算方法は別途指示

D 相談支援

	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援 (人分)				

サービス利用計画作成費の対象者数

地域生活支援事業の相談支援事業とは別
基本指針に基づき市町村で算出
(国庫負担基準がベースか)

(2) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

地域自立支援協議会、サービスの拠点づくり、NPO等の育成、地域ネットワークの強化、地域社会の理解を得るための取組み、・・・・・・・・

上記目標数値を定めた後に、各市町村で検討

7 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 実施する事業の内容及び各年度における種類ごとの量の見込み

	H18	H19	H20
a 障害者相談支援事業 相談支援事業の実施、地域自立支援協議会の設置・・・・			
b コミュニケーション支援事業 手話通訳者等の派遣、手話通訳者の設置・・・・			
c 日常生活用具給付等事業 介護・訓練支援用具等6種の用具の給付・貸与・・・・			
d 移動支援事業 個別支援型、グループ支援型、車両移送型の実施・・・・			
e 地域活動支援センター事業 基礎的事業、～型の実施・・・・			

各市町村で検討すべき大きな課題 **至急**

必須事業
設置見込か所数、利用見込者数等を記載する。
(表形式にするか、単位は何にするかは任意)

- ・利用者数の想定
- ・委託・直営の判断
- ・地域資源(委託先、ボランティア活用)等の検討

f その他の事業（ 任意）			
f-1 福祉ホーム事業			
f-2 盲人ホーム事業			
f-3 訪問入浴サービス事業			
f-4 身体障害者自立支援事業			
f-5 重度障害者在宅就労促進特別事業			
f-6 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業			
f-7 知的障害者職親委託制度			
f-8 生活支援事業			
f-9 社会参加促進事業			
f-10 障害児タイムケア事業			
f-11 生活サポート事業			

任意事業
設置見込か所数、利用見込者数等を記載する。
(表形式にするか、単位は何にするかは任意)

(2) 各事業の見込量の確保のための方策
.....

(3) その他実施に必要な事項
.....

8 達成状況の点検及び評価、見直し

各年度において、サービスの見込量などについて達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施します。

また、本計画に関して必要な見直しを平成20年度末までに行った上で、第二期障害福祉計画を平成21年度から平成23年度までを期間として作成することとします。

事業量確保のための措置を明記
上記目標数値を定めた後に、各市町村で検討

平成17年度実績用

サービス見込量推計ワークシート【入力シート】

1. 日中活動系

施設種別	利用者実数	各自治体値	
		平成17年実績	1年あたり伸び
身体障害者更生施設	市町で把握	市町で把握	
身体障害者療護施設	市町で把握	市町で把握	
身体障害者授産施設	市町で把握	市町で把握	
身体障害者通所授産施設	市町で把握	市町で把握	
身体障害者福祉工場	0	0	
身体障害者小規模通所授産施設	0	0	
身体障害者小計			
知的障害者更生施設(入所)	市町で把握	市町で把握	
知的障害者更生施設(通所)	市町で把握	市町で把握	
知的障害者授産施設(入所)	市町で把握	市町で把握	
知的障害者授産施設(通所)	市町で把握	市町で把握	
知的障害者福祉工場		0	
知的障害者小規模通所授産施設		0	
知的障害者小計			
精神障害者生活訓練施設		0	
精神障害者入所授産施設		×5%	
精神障害者通所授産施設		×10%	
精神障害者福祉工場	0	0	
精神障害者小規模通所授産施設		0	
精神障害者小計			
3障害法定サービス合計			
身体障害者デイサービス(注1)	市町で把握	市町で把握	
知的障害者デイサービス(注1)	市町で把握	市町で把握	
精神障害者地域生活支援センター(注2)		×10%	
デイサービス等合計			
小規模作業所(3障害)	市町で把握 (身・知)+	×3%	
退院可能な精神障害者		-	
総計			

2. 居住系

施設種別	利用者実数	各自治体値	
		平成17年実績	
身体障害者更生施設	市町で把握		
身体障害者療護施設	市町で把握		
身体障害者授産施設	市町で把握		
身体障害者通所授産施設			
身体障害者福祉工場			
身体障害者小規模通所授産施設			
身体障害者小計			
知的障害者更生施設(入所)	市町で把握		
知的障害者更生施設(通所)			
知的障害者授産施設(入所)	市町で把握		
知的障害者授産施設(通所)			
知的障害者福祉工場			
知的障害者小規模通所授産施設			
知的障害者小計			
精神障害者生活訓練施設			
精神障害者入所授産施設			
精神障害者通所授産施設			
精神障害者福祉工場			
精神障害者小規模通所授産施設			
精神障害者小計			
3障害施設サービス合計			
知的障害者通勤寮	市町で把握		
知的障害者グループホーム	市町で把握		
精神障害者グループホーム	市町で把握		
GH等居住系サービス合計			
身体障害者福祉ホーム			
知的障害者福祉ホーム			
精神障害者福祉ホーム			
3障害福祉ホーム合計			
退院可能な精神障害者			
総計			

3. 居住系の利用者増加数

(単位:人)

	平成18年 増加見込	平成19年 増加見込	平成20年 増加見込	平成21年 増加見込	平成22年 増加見込	平成23年 増加見込
施設入所支援の増加見込人数	×5%	×5%	×5%	×5%	×5%	×5%
(累計)						
GH・CHの増加見込人数	市町で把握	市町で把握	市町で把握	市町で把握	市町で把握	市町で把握
(累計)						
福祉ホームの増加見込人数	×5%	×5%	×5%	×5%	×5%	×5%
(累計)						

4. 法定施設の新体系への移行割合

(単位:%)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
[身障] 上期に新体系へ移行する事業所割合		25.00%	12.50%	6.25%	3.13%	3.13%
下期に新体系へ移行する事業所割合	25.00%	12.50%	6.25%	3.13%	3.13%	
身障施設の新体系移行割合(累計)	25.00%	62.50%	81.25%	90.63%	96.88%	100%
[知的] 上期に新体系へ移行する事業所割合		25.00%	12.50%	6.25%	3.13%	3.13%
下期に新体系へ移行する事業所割合	25.00%	12.50%	6.25%	3.13%	3.13%	
知的施設の新体系移行割合(累計)	25.00%	62.50%	81.25%	90.63%	96.88%	100%
[精神] 上期に新体系へ移行する事業所割合		25.00%	12.50%	6.25%	3.13%	3.13%
下期に新体系へ移行する事業所割合	25.00%	12.50%	6.25%	3.13%	3.13%	
精神施設の新体系移行割合(累計)	25.00%	62.50%	81.25%	90.63%	96.88%	100%

入力に当たっての留意事項

- 赤字欄に各自治体の利用者実人員数を入力してください(黒字欄は自動計算を行います)。
- 本ワークシートは、平成17年10月時点の利用者を基準に作成していますので、10月利用者実数を入力してください。(平成17年10月のデータが無い場合は、これに限りません。)
- 利用者数の算定にあたっては、措置者等も含め、実際に当該施設を利用している人数を算定してください。
- 身障デイおよび知的デイについては、請求データを稼働日数で除算するなど、1日当たりの平均実利用人数を入力してください。【参考:全国マクロでは、身障:8人/箇所、知的:9人/箇所として算定】
- 精神地域生活支援センター利用者については、実績報告等に基づく、1日当たりの平均実利用人数を入力してください。【全国マクロでは、27.5人/箇所として算定】
- 退院可能な精神障害者については、別途国の示す見込量を参考としてください。

施設種別	施設名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	99	合計		
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	上河内町	河内町	西方町	二宮町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町	野木町	大平町	藤岡町	岩舟町	都賀町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	県外・不明			
知的障害者福祉工場	愛光園稲岡工場		15		5			3						1																							24	
	合計	0	15	0	5	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
小規模通所授産	すぎの芽職業教室	16																																			16	
	めぐみ			12																																	12	
	SELPみなと								18			2																										20
	ふれあいの森											12																										12
	合計	16	0	12	0	0	0	0	0	18	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
精神障害者生活訓練	援護寮宇都宮	9			1																															1	11	
	かえて荘	5		1			1		1					1																							9	
	みなみ	8		1		1	3	1							1			1												1				1		8	26	
	みなみ	19				2	2		2																									1		1	27	
	おりひめホーム		7		6																						1			1						5	20	
	両崖ホーム		11		5																						1		1							2	20	
	みんなの家	1	2		11																				1			1								3	19	
	ピアハウス小山				1				3							2											1									3	10	
	ステップハウスむろい	1									3	3	1		1																					1	10	
那須愛恵苑	1			1		2			1		1																							1		4	11	
合計	44	20	2	25	3	8	4	3	4	3	2	0	2	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	1	1	1	1	2	1	27	163		
精神障害者入所授産	授産施設下野	9			1	2			1						1	1		2				1														11	30	
	ハートピアきつれ川	1					2	1		1																											16	21
	合計	10	0	0	1	2	2	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	27	51
精神障害者通所授産	恵愛センター		19		1																																20	
	ハートピアきつれ川	3								1		1	1				2					1												1		1	11	
	第2けやき作業所	2							1				1				1		2	3		1	10													21		
	合計	5	19	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	2	0	0	0	3	0	2	3	1	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	52	
精神障害者小規模通所授産	みゆきの杜作業所	16																2																			18	
	足利ひまわり		26		5																																31	
	小山ひまわり							16																	2		1										19	
	ホリデー									3		8																									11	
	ふるさとジョアン	5					1				2		1		1		1	7																2			20	
	合計	21	26	0	5	0	1	16	0	3	2	8	1	0	1	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	99	
精神障害者地域生活支援センター	地域生活支援センターみゆき	22																1																			23	
	地域生活支援センター-宇都宮	24				1	1								1	1				1																	29	
	地域生活支援センターハートランド		23		2																		1													4	30	
	地域生活支援センターあしかが		20		1																															3	24	
	地域生活支援センター-さの	2	3	1	57																					1	1	3								4	72	
	地域生活支援センター せいわ	2				23	2																		2												29	
	地域生活支援センターおやま	1						14							1											1										3	20	
	ふるさとセンター那須						1			41																											42	

市町別利用者数(H17.10時点) 栃木県調査

2006/5/16現在 58/3

施設種別	施設名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	99	合計			
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	上河内町	河内町	西方町	二宮町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町	野木町	大平町	藤岡町	岩舟町	都賀町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	県外・不明				
	地域生活支援センターゆずり葉								4	1	16																						4			25			
	ハートピアきつれ川	6			1		1			3		2	9	1				3															1		1	3	31		
	県東ライフサポートセンター	1							2					1							1	4	2	1	6											18			
	合計	58	46	1	61	24	5	14	2	48	1	18	9	2	2	1	0	4	0	2	4	2	1	6	3	1	1	1	3	0	0	1	4	1	17	343			
精神障害者小規模共同作業所	自由空間ボー	17										1																						1		19			
	ようとう共同作業所	14																1																			15		
	みどり作業所	9																						1													10		
	ほっとスペースひだまり	19				1																															20		
	宇都宮ひまわり共同作業所	19				1																															20		
	やじろべえ		4		1																																5		
	足利第2ひまわり共同作業所		13		1																															2	16		
	栃木第2地区ひまわり共同作業所			11																				1			1	2	4								19		
	栃木地区ひまわり共同作業所			8																							4	1	3	1								17	
	さの・アークスフォース		1		12																							1		1								15	
	さの・プロニューの森弁当部	2	1		6	1																												1			11		
	さの・プロニューの森フレンド				2																													1			3		
	さの・ひまわり				40																								2	1								43	
	鹿沼ひまわり共同作業所	1				14	1												1																			17	
	まにまに工房	1					12																			1								1	1			16	
	今市地区ひまわり共同作業所						15																															15	
	小山第2ひまわり共同作業所							12								3													1								1	17	
	真岡ひまわり共同作業所								11								1				3	3		1														19	
	大田原地区ひまわり共同作業所									8		8																											16
	リークハウス湯津上第2					1				31																												32	
矢板地区ひまわり共同作業所										8		1																					3				12		
烏山地区ひまわり共同作業所	1												7																					3			11		
カレーハウス			1				3							1																							5		
	合計	83	19	20	62	17	29	15	11	39	8	8	2	7	4	1	0	1	1	1	3	3	0	0	1	3	0	5	5	9	5	1	4	0	4	3	373		
身体障害者福祉ホーム	鬼怒	3						1				1						1									1								1	1	9		
	愛光園ホーム1丁目		4		2		1	2								1																					2	12	
	合計	3	4	0	2	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3	21		
知的障害者福祉ホーム	愛光園ホーム2丁目	1	8		3																																1	13	
	大和久福祉ホーム		1		1	1																												1			3	7	
	合計	1	9	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	20		
精神障害者福祉ホーム	つくし荘	1				2	1																														4		
	あおぎり荘		1	1	6	1																																9	
	清和荘	3				3	1	1																1													9		
	せせらぎ荘												5											1											1		7		
	自彊寮	6				2										1																			1		10		

市町別利用者数(H17.10時点) 栃木県調査

2006/5/16現在 59/3

施設種別	施設名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	99	合計			
		宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	上河内町	河内町	西方町	二宮町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町	野木町	大平町	藤岡町	岩舟町	都賀町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	県外・不明				
(A型)	陽光荘								2											3	1	2		1													9		
	英			1	1												1	1				1		1													1	6	
	うぐいす寮		8		1																																	1	10
	めぐみハウス	9																																				9	
精神障害者福祉ホーム(B型)	ふるさとホーム那須	1			1		1					2			1																						13	19	
	清和寮B	3				15																													1			19	
	Co-net.若竹		8	1	1			1																		1							1				4	17	
	すみれ荘	5				2	1										1						1		1													11	
	福祉ホーム宇都宮	6																																				6	
	精神障害者福祉ホーム計	34	17	3	10	25	4	2	2	0	0	2	5	0	2	1	1	1	0	3	1	4	0	3	2	1	0	0	0	2	0	0	0	2	18	145			
総計		275	175	38	176	72	50	58	20	113	15	53	18	14	13	5	2	21	2	10	11	8	2	20	9	4	9	9	13	8	3	9	7	9	100	1351			

市町村別退院可能精神障害者の推計

1 県内退院可能精神障害者数 (単位:人・%)

入院患者数 A	受け入れ条件が整えば 退院可能な患者割合 B	県内退院可能精神障害者 C = A × B
4,300	18.6%	800

出典:平成14年患者調査

2 市町村別退院可能精神障害者数 (単位:人)

NO	市町村名	H17.10.1人口 A	市町村別 退院可能精神障害者 B = 800 × A ÷ A
1	宇都宮市	457,557	182
2	足利市	159,752	63
3	栃木市	82,336	33
4	佐野市	123,914	49
5	鹿沼市	104,144	41
	旧鹿沼市	94,007	
	旧粟野町	10,137	
6	日光市	94,284	37
	旧日光市	16,377	
	旧今市市	62,040	
	旧足尾町	3,248	
	旧栗山村	1,933	
	旧藤原町	10,686	
7	小山市	160,142	64
8	真岡市	66,360	26
9	大田原市	79,017	31
10	矢板市	35,683	14
11	那須塩原市	115,031	46
12	さくら市	41,383	16
13	那須烏山市	31,151	12
14	下野市	59,125	23
	旧南河内町	20,876	
	旧石橋町	20,488	
	旧国分寺町	17,761	
15	上三川町	31,590	13
16	上河内町	9,545	4
17	河内町	35,177	14
18	西方町	6,977	3
19	二宮町	16,640	7
20	益子町	25,085	10
21	茂木町	16,404	7
22	市貝町	12,402	5
23	芳賀町	16,367	7
24	壬生町	40,103	16
25	野木町	25,908	10
26	大平町	28,813	11
27	藤岡町	18,056	7
28	岩舟町	19,010	8
29	都賀町	13,563	5
30	塩谷町	13,462	5
31	高根沢町	30,913	12
32	那須町	26,692	11
33	那珂川町	19,866	8
合計		2,016,452	800

出典:平成17年国勢調査

【結果出力ファイル1】

平成23年度におけるサービス見込量の推計結果

1. 日中活動

属性	新体系	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (雇用型)	就労継続支援 (非雇用型)	小計 (個別給付)	地域活動C 利用者	一般雇用 移行者	合計
		現在のサービス利用者									
H23までの新規利用者											
小規模作業所からの移行数											
退院可能な精神障害者											
合計											

2. 居住

属性	新体系	施設入所支援	訓練系入所	非雇用入所 その他	小計 (施設系)	GH・CH	福祉ホーム 一般住居	合計
		現在のサービス利用者						
H23までの新規利用者								
入所施設からの地域移行数 【再掲】								
退院可能な精神障害者								
合計								

【結果出力ファイル2(日中活動)】

各年度ごとの新体系への移行者推計(総計値)

1. 既サービス利用者

(旧体系除)

	生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行支援	一般雇用	雇用型	非雇用型	地域活動C	旧体系利用	合計
平成18年度										
平成19年度										
平成20年度										
平成21年度										
平成22年度										
平成23年度										

2. 新規利用者(自然増)

(旧体系除)

	生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行支援	一般雇用	雇用型	非雇用型	地域活動C	旧体系利用	合計
平成18年度										
平成19年度										
平成20年度										
平成21年度										
平成22年度										
平成23年度										

3. 小規模作業所利用者(個別給付移行)

(旧体系除)

	生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行支援	一般雇用	雇用型	非雇用型	地域活動C	旧体系利用	合計
平成18年度										
平成19年度										
平成20年度										
平成21年度										
平成22年度										
平成23年度										

4. 退院可能精神障害者

(旧体系除)

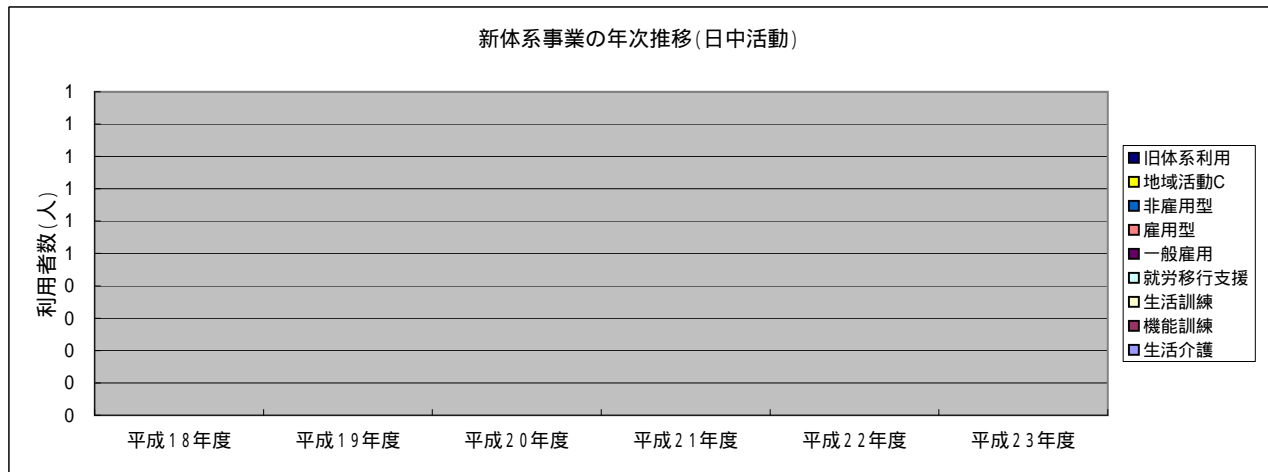
	生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行支援	一般雇用	雇用型	非雇用型	地域活動C	旧体系利用	合計
平成18年度										
平成19年度										
平成20年度										
平成21年度										
平成22年度										
平成23年度										

5. 総計

(旧体系除)

	生活介護	機能訓練	生活訓練	就労移行支援	一般雇用	雇用型	非雇用型	地域活動C	旧体系利用	合計
平成18年度										
平成19年度										
平成20年度										
平成21年度										
平成22年度										
平成23年度										

(単位:人)



各年度ごとの新体系への移行者推計(総計値)

住年度推移

1. 既サービス利用者

(単位:人)

	施設入所	非雇用入所	訓練施設	経過入所	旧体系利用	GH・CH	福祉ホーム・一般	合計	施設系合計
平成18年度									
平成19年度									
平成20年度									
平成21年度									
平成22年度									
平成23年度									

2. 新規利用者(自然増)～入所施設およびGHの整備計画分

	施設入所	非雇用入所	訓練施設	経過入所	旧体系利用	GH・CH	福祉ホーム・一般	合計	施設系合計
平成18年度									
平成19年度									
平成20年度									
平成21年度									
平成22年度									
平成23年度									

3. 地域移行分(入所施設からGHへの転換分)【再掲】

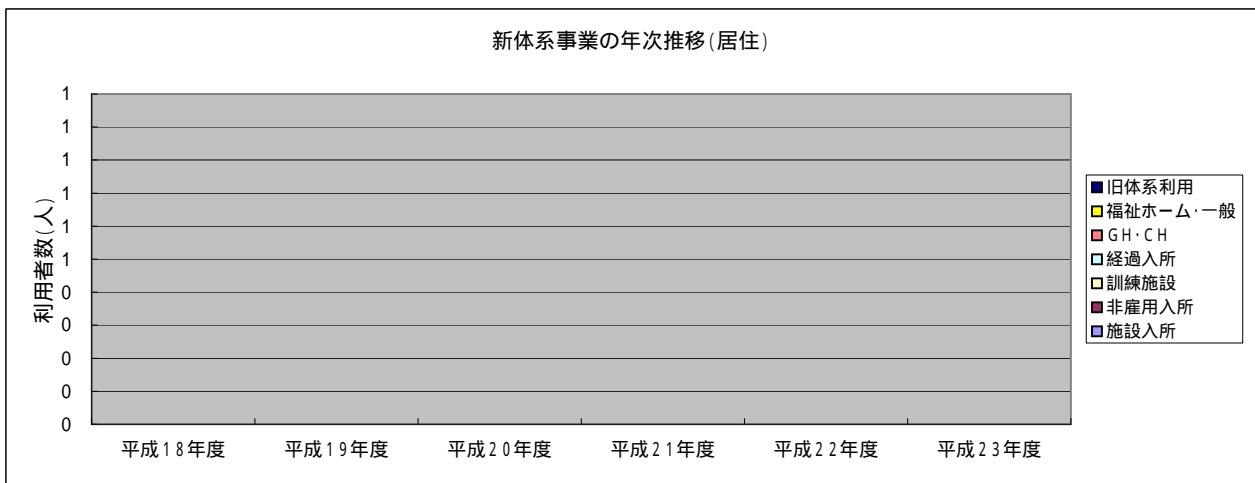
	施設入所	非雇用入所	訓練施設	経過入所	旧体系利用	GH・CH	福祉ホーム・一般	合計
平成18年度								
平成19年度								
平成20年度								
平成21年度								
平成22年度								
平成23年度								

4. 退院可能精神障害者

	施設入所	非雇用入所	訓練施設	経過入所	入院利用	GH・CH	福祉ホーム・一般	合計	施設系合計
平成18年度									
平成19年度									
平成20年度									
平成21年度									
平成22年度									
平成23年度									

5. 総計

	施設入所	非雇用入所	訓練施設	経過入所	旧体系利用	GH・CH	福祉ホーム・一般	合計	施設系合計
平成18年度									
平成19年度									
平成20年度									
平成21年度									
平成22年度									
平成23年度									



【精神退院者】各年度ごとの新体系への移行者推計

受け入れ条件が整えば退院可能者 = 800人 入力シートからの引数

	生活訓練	就労移行支援	雇用型	非雇用型	合 計
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	23	5	7	10	45
平成19年度	45	9	14	22	90
平成20年度	56	10	30	45	141
平成21年度	65	12	48	68	192
平成22年度	71	13	67	94	245
平成23年度	78	13	87	119	297

見込まれるサービス利用割合

設定割合	生活訓練	就労移行支援	雇用型	非雇用型
平成18年度	2.9%	0.6%	0.9%	1.3%
平成19年度	5.7%	1.2%	1.7%	2.8%
平成20年度	7.0%	1.3%	3.8%	5.7%
平成21年度	8.1%	1.4%	5.9%	8.6%
平成22年度	8.8%	1.6%	8.4%	11.7%
平成23年度	9.7%	1.6%	10.9%	14.9%

【精神退院者】各年度ごとの新体系への移行者推計(居住系)

受け入れ条件が整えば退院可能者 = 800 人 入力シートからの引数

	施設入所 (訓練施設)	旧体系利用 (入院)	GH	福祉ホーム・一般	合 計
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	27	709	27	37	800
平成19年度	54	618	54	73	800
平成20年度	63	500	109	129	800
平成21年度	71	381	163	184	800
平成22年度	73	256	218	254	800
平成23年度	75	130	272	323	800

見込まれるサービス利用割合

設定割合	施設入所 (訓練施設)	旧体系利用 (入院)	GH	福祉ホーム・一般
平成18年度	3.4%	88.6%	3.4%	4.6%
平成19年度	6.8%	77.2%	6.8%	9.1%
平成20年度	7.8%	62.5%	13.6%	16.1%
平成21年度	8.8%	47.7%	20.4%	23.0%
平成22年度	9.1%	32.0%	27.2%	31.7%
平成23年度	9.4%	16.2%	34.0%	40.3%

平成18年度地域生活支援事業 の国庫補助配分について

配分の基本的な考え方

統合補助金とし、個別事業の所要額に基づく配分は行わない。

事業の実施水準を全国的に平準化する観点から、事業水準が全国並に達しない市町村等の底上げを図ること、また、現在の実施水準の低下を招かないことに配慮する。

以上の観点から、次の組み合わせで配分額を決定する。

- ・現在の事業実施水準を反映した基準による配分（事業実績割分）
- ・人口に基づく全国一律の基準による配分（人口割分）

配分の枠組み（案）

平成18年度の地域生活支援事業（200億円 H18年10月～H19年3月）の配分比率は、以下のとおりとする。

なお、この取扱いは激変緩和を図るための暫定措置であり、平成21年度以降、人口に基づく全国一律の基準による配分とする予定である。

1. 市町村と都道府県の配分比率

市町村：都道府県 = 9：1

2. 市町村の配分

事業実績割分：人口割分 = 8：2

→ 事業実績割分については、事業評価指標により決定する。（別添）

3. 都道府県の配分

- （1）基礎割分として、都道府県が実施しなければならない事業について一定の評価を行う。
- （2）人口割分として、都道府県の人口規模に応じて配分する。

市町村の配分に用いる事業評価の指標

市町村への具体的な配分に用いる事業評価の指標については、次の実績を調査したうえで、事業実績割分として決定することとする。

別途、事業評価指標の調査票を送付する予定であるので、協力方お願いしたい。

事業	事業評価の指標
相談支援	ホームヘルプサービスの支給決定者数
コミュニケーション支援	視覚、聴覚・言語障害者の手帳所持者数
日常生活用具	日常生活用具、ストマ用装具（紙おむつ含む。）の支給件数
移動支援	移動介護の支給決定利用延べ時間数、移動介護の支給決定者数（ただし、身体障害者・精神障害者の移動介護のうち身体介護を伴うもの及び知的障害者・障害児の行動援護を除く。）
地域活動支援センター	小規模作業所（1か所の定員が概ね5名以上、原則週4日以上利用できる事業に限る。）、デイサービス（障害児分を除く。）、精神障害者地域生活支援センターのか所数

各市町村への具体的な配分の考え方

- ア 事業実績割分の配分額
全国分の事業実績割配分額 ×
- イ 人口割分の配分額
全国分の人口割配分額 ×
- ウ A市合計配分額 (ア + イ)

A市の事業評価指標

全国の実業評価指標

A市の人口

市町村の人口の合計

各都道府県への具体的な配分の考え方

- ア 基礎割分 都道府県が実施しなければならない事業について一定の評価
- イ 人口割分
(全国分の配分額 - 基礎割分の配分額) ×
- ウ A県合計配分額 (ア + イ)

A県の人口

都道府県の人口の合計

地域生活支援事業の国庫補助配分に係る事業評価指標調査 調 査 票

注：様式を変更しないでください。

自治体名

都道府県名	団体コード	市区町村名	本年度中の合併予定		
			時期(有の場合のみ)	合併後の名称	合併する他の市町村名(全て記入)
県		市	10月頃	市	町 村

回答担当者

担当部(局) 課(室) 係	役職	氏名
部 課 係		
電話番号	FAX	e-mail
00-0000-0000	00-0000-0000	@ .

0. 人 口

平成18年4月1日現在の管内人口(住民基本台帳ベース)

総人口(人)
0

1. 相談支援事業

居宅介護等事業(身体、知的、児童)における各年度10月1日現在の支給決定者数

	支給決定者数(人)		
	15年度	16年度	17年度
身体障害者居宅介護等事業	0	0	0
知的障害者居宅介護等事業	0	0	0
児童居宅介護等事業	0	0	0
計	0	0	0

精神障害者居宅介護等事業における各年度10月1日現在の支給決定者数

	支給決定者数(人)		
	15年度	16年度	17年度
精神障害者居宅介護等事業	0	0	0
総計	0	0	0

2. コミュニケーション支援事業

視覚、聴覚・言語障害者の各年度末手帳所持者数

	手帳所持者数(人)		
	15年度	16年度	17年度
視覚障害	0	0	0
聴覚・言語障害	0	0	0
計	0	0	0

3. 日常生活用具給付等事業

日常生活用具、ストマ用装具(紙おむつを含む)各年度支給決定件数

		支給決定件数(件)		
		15年度	16年度	17年度
日常生活用具	重度身体障害者	0	0	0
	重度身体障害児 重度知的障害児・者	0	0	0
	計	0	0	0
ストマ用装具 (紙おむつを含む)	身体障害者	0	0	0
	身体障害児	0	0	0
	計	0	0	0
総計		0	0	0

4. 移動支援事業

居宅介護等事業の移動介護（身体介護を伴わない）における各年度10月1日現在の支給決定者数、各年度10月（1ヶ月分）の支給決定延べ時間数

		支給決定者数（人）			支給決定延べ時間数（h）		
		15年度	16年度	17年度	15年度	16年度	17年度
身体障害者	移動介護（身体介護を伴わない）	0	0	0	0.0	0.0	0.0
知的障害者	移動介護（身体介護を伴わない）	0	0	0	0.0	0.0	0.0
児童	移動介護（身体介護を伴わない）	0	0	0	0.0	0.0	0.0
計		0	0	0	0.0	0.0	0.0

30分の支給決定は0.5時間を入力してください。

精神障害者居宅介護等事業の移動介護（身体介護を伴わない）における17年度10月1日現在の支給決定者数、17年度10月（1ヶ月分）の支給決定延べ時間数

		支給決定者数（人）			支給決定延べ時間数（h）		
		15年度	16年度	17年度	15年度	16年度	17年度
精神障害者	移動介護（身体介護を伴わない）			0			0.0
総計		0	0	0	0.0	0.0	0.0

5. 地域活動支援センター機能強化事業

小規模作業所（身体、知的、精神）、デイサービス事業事業所設置か所数、精神障害者地域生活支援センターの17年度未現在の設置か所数

	設置か所数
	17年度
小規模作業所（身体・知的・精神）	0
身体障害者デイサービス事業所	0
知的障害者デイサービス事業所	0
精神障害者地域生活支援センター	0
計	0

平成18年度地域生活支援事業の国庫補助配分に係る事業評価指標調査記入要領

市町村調査票（市町村担当者作成）

1. 自治体名等、回答担当者

自治体名等、回答担当者欄に記入

特に、今年度中の合併が「有」の場合は合併の時期、合併後の自治体名、合併する他の全ての市町村名について記入してください。

2. 人口

平成18年4月1日現在の管内人口（住民基本台帳ベース）

平成18年4月1日現在の管内人口（住民基本台帳ベース）を記入してください。

3. 相談支援事業

居宅介護等事業（身体、知的、児童）における支給決定者数

身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業における各年度10月1日現在の支給決定者数を記入してください。

精神障害者居宅介護等事業において、便宜の供与が必要であると決定された者の数（以下「支給決定者数」という。）

精神障害者居宅介護等事業における各年度10月1日現在の支給決定者数を記入してください。

4. コミュニケーション支援事業

視覚、聴覚・言語障害者の手帳所持者数（各年度末現在）

各年度末現在における各障害に認定された手帳所持者数を記入してください。

5. 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の支給決定件数

重度身体障害者及び重度身体障害児・重度知的障害児・者の各年度における延べ支給件数を記入してください。

身体障害者及び身体障害児ストマ用装具（紙おむつを含む）の各年度における延べ支給件数を記入してください。

6. 移動支援事業

居宅介護等事業の移動介護（身体介護を伴わない）における支給決定者数、支給決定延べ時間数

身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業の移動介護（身体介護を伴わない）における各年10月1日現在の支給決定者数、各年10月（1ヶ月分）の支給決定延べ時間数を記入してください。

精神障害者居宅介護等事業の移動介護（身体介護を伴わない）における支給決定者数、支給決定延べ時間数

精神障害者居宅介護等事業の移動支援（身体介護を伴わない）における平成17年10月1日現在の支給決定者数、平成17年10月（1ヶ月分）の支給決定延べ時間数を記入してください。

30分の支給決定は0.5時間で入力してください。

7. 地域活動支援センター機能強化事業

当該市町村に所在する以下の施設について記入してください。

小規模作業所の設置か所数

小規模作業所（身体・知的・精神）のうち、以下の要件を全て満たしている作業所の17年度末現在の設置か所数について記入してください。

運営実績が概ね5年以上有する作業所

実利用人員が概ね5人以上19人以下である作業所

職員配置が2名以上であり、そのうち1名以上が常勤配置している作業所

原則週4日以上利用できる作業所

デイサービス事業所設置か所数

身体障害者デイサービス事業又は知的障害者デイサービス事業のうち、実利用人員が概ね10人以上15人以下（他の施設に併設されているものを除く。）の事業所の17年度末現在の設置か所数を記入してください。

精神障害者地域生活支援センター設置か所数

精神障害者地域生活支援センターの17年度末現在の設置か所数を記入してください。

市町村において把握が困難である場合には、適宜都道府県に確認してください。

都道府県総括表（都道府県担当者作成）

1. 調査票の配付、回収

当省からメールにて配付された「調査票」エクセルファイルを管内市町村へ配付し、回収してください。

2. 都道府県総括表の作成

各市町村から提出された「調査票」エクセルファイルの市町村調査票シート名を当該市町村名に変更したうえで当該シートをコピーし、「調査票」エクセルファイルの一つにまとめてファイル名を当該都道府県名に変更してください。

各市町村の調査票シート内の下に「都道府県総括表作成用欄(本欄には市町村データが自動入力されています。)」がありますので、データの値をコピーして都道府県総括表に貼り付けて完成させてください。

表の完成後、各項目の合計欄を作成し、数値を確認（特に、人口欄の都道府県合計人数）してください。

3. 「都道府県ファイル」の送付

作成したファイルを下記メールアドレスまでメールにて送付してしてください。

提出〆切：平成18年5月31日（水）

4. その他

国庫補助配分額の内示は7月頃を予定しておりますので、上記提出期限を厳守していただくようお願い申し上げます。

本調査を含め、地域生活支援事業の内容、国庫補助配分の考え方については、別添資料「平成18年度地域生活支援事業の国庫補助配分について」を参照してください。

(連絡先)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
地域生活支援室地域生活支援事業係
担 当：内野、奥貴、佐々木、赤川
代 表：03-5253-1111(内線 3074 3075)
夜間直通：03-3595-2097
F A X：03-3503-1237
メールアドレス：akagawa-hiromi@mhlw.go.jp

平成18年5月11日

障害福祉計画に関する質問事項

地方自治体から事前に提出された質問事項について、現段階での考え方を整理し、まとめたもの。

大分類	質問の内容	現段階での考え方
基本指針	都道府県障害福祉計画においては、障害福祉サービス等の見込み量を定める単位となる区域を定めるものとされているが、県全体を1区域としても差し支えないか。	障害福祉サービスの種類によって、各都道府県の判断で、都道府県全体を1区域としても差し支えない。
基本指針	指針において示された、目指す割合等の数値について、努力項目（示された割合等を下回って数値目標を設定して良いもの）と必須項目（示された割合等以上の数値目標を定めなければならないもの）があれば、教えていただきたい。	就労支援や地域移行等を推進するためにも、できるだけ高い目標値を設定していただきたいが、国で示した数値自体は1つの目安であり、各自治体の実情に応じて設定して差し支えない。
基本指針	障害福祉計画、障害者プラン、地域福祉計画のそれぞれが個別法で作成が義務づけられ各々整合性が求められているが、これらを統合し一本化できないか。	ご指摘の計画については、それぞれの目的、内容等が異なるものであるが、各自治体の判断によりこれら全体を包含するような計画を作成することは可能であると考えている。
基本指針	都道府県計画の作成において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごととあるが、ここでいう「又は」とは、障害福祉サービスと相談支援のどちらかの数値を指すのかご教示願いたい。また、相談支援の種類ごととはいかなるものか。サービス利用計画作成費の対象としか読みきれないが、その人数だけでよいのか。	計画を作成する必要があるのは、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の両方である。また、指定相談支援のサービス量については、サービス利用計画作成対象者数を想定している。
基本指針	現在の利用者数とあるが、いつの時点の人数か。将来見通しの17年度とあるが、実際は16年10月時点の実態把握であり、一般就労は平成15年度となっている。	「現在の利用者」は、計画作成時における直近の状況をベースとすべきであることから、原則として平成17年10月1日を想定している。
基本指針	市町村に「都道府県としての基盤整備の基本的考え方」を示すこととなっているが、内容はどの程度のもが必要なのか。基本的考え方の程度によっては、市町村に示すまでに時間が掛かり、市町村の取り掛かりが遅れるためスケジュールが厳しくなる。国で具体的な例を示してほしい。	「都道府県としての基本的な考え方」は、サービス量を見込むに当たり、国の基本指針に即して都道府県として取り組むべき地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等の目標値をどのように考慮するか、また、事業所へのアンケート調査の結果も踏まえつつ、都道府県全体のサービス量をどう見込むか等について、あらかじめ都道府県全体の目安を示すために提示するものであり、こういった趣旨を踏まえ、時間的な制約にも配慮しながら作成することが適当と考えている。なお、上記のとおり、「基本的な考え方」は、国の基本指針を踏まえ、都道府県毎の事情に応じて、地域ごとの特性が反映されて作成されるものであり、国で具体的な例をお示しする予定はない。

大分類	質問の内容	現段階での考え方
基本指針	基本指針の告示はいつなされるのか？	3月1日に告示の骨子を示し、先月26日及び本日告示案をお示したところであるが、現在、内容の調整を行っており、告示は、5月中を予定している。
基本指針	障害保健福祉関係主管課長会議資料（H18. 3. 1）資料3-3の中で、都道府県障害福祉計画において定める「各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数」については、市町村障害福祉計画における数値を集計して必要な量の見込みを定めることとされているが、これはどのような趣旨か。（同資料によると、市町村障害福祉計画において定める事項は、「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策」及び「市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項」とされており、指定障害者支援施設に係る数値は見込まれていない。）	計画の作成に当たっては、国の基本指針の即して都道府県として取り組むべき地域生活への移行等の目標値を示す必要があることから、まずは「都道府県としての基本的な考え方」を提示することが必要であり、これを踏まえて、市町村との間で市町村が見込む施設入所支援の量について都道府県全体の必要入所定員総数を見込むこととしている。
基本指針	基本指針骨子（案）には、「平成23年度の目標値を設定」とあり、また「平成18年度から平成20年度までの3年間の指定障害福祉サービスの見込み等について定める」とされている。 従って、23年度末におけるサービスの種類ごとに目標値を設定し、第1期計画の20年度までの設定は、年度ごと、サービスの種類ごとに行うことでよいか。（21～23年度の間は、年度ごとに設定しないことでよいか？） また、第2期計画策定にあたって行う、第1期計画の必要な見直しとは、23年度目標値も含むのか？	基本的にお見込みのとおり。なお、23年度の目標値については、第2期計画の検討の際に、第1期計画の実施状況を見つつ、改めて検討することとなると考えている。
基本指針	基本指針の法的位置付け（別表中の目標設定の拘束力）について、「基本としつつ」「地域の実情に応じて」「設定することが望ましい」などの表現から判断すると、自治体の裁量が認められていると考えてよいか。	障害福祉計画の作成事務は、自治事務であることもあり、その内容については、自治体の裁量が認められているところであるが、障害者自立支援法では、障害福祉計画は国の「基本指針に即して」定めるものともされているところであり、この点にも留意して作成することが必要である。

大分類	質問の内容	現段階での考え方
基本指針・財源問題	<p>1 市町村障害福祉計画の進行管理の役割を担う地域自立支援協議会は必ず設置しなければならないか。</p> <p>2 計画作成にかかるスケジュール</p> <p>3 基盤整備の具体化を図る施設整備費補助の方針及び要綱は、いつ示されるのか。</p> <p>また、精神科病院の病床転換に対する施設整備助成の内容についても、いつ示されるのか。</p>	<p>1 地域自立支援協議会は、障害福祉計画の作成のために設置するというよりは、地域において障害者の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりの中核的役割を果たすものとして、地域生活支援事業の中の相談支援事業の一環で設置をお願いしているものである。法令に基づく必置機関ではないが、相談支援事業の運営のみならず、困難事例への対応の在り方、関係機関によるネットワークの構築など様々な機能を有するものであることから、各市町村に必ず設置していただきたいと考えている。</p> <p>2 今後のスケジュールについては、3月1日（障害保健福祉関係主管課長会議資料 資料3-2）にお示したところ。</p> <p>3 4月21日付け事務連絡（「平成18年度社会福祉施設等施設整備費（障害保健福祉部分）の国庫補助に係る協議について」）でお示したところ。</p>
計画標準例	<p>サービスの見込量を推計するワークシートが国から配布されるが、計画の標準例（文言を含んだもの）などを出す予定はあるのか。</p>	<p>障害福祉計画に定めるべき事項については、基本指針において詳細に列挙したところであり、また、技術的事項でもあるサービス見込量の推計については、その支援のためのワークシートをお示したところであるが、障害福祉計画の作成事務は自治事務であることもあり、地域ごとの特性が反映されるべき計画の文言に関する標準例までお示しする予定はない。</p>
サービス見込量	<p>見込量の算定については、現在の利用者数を基礎としつつ、障害者のニーズ、近年の利用者の伸び、今後新たに利用が見込まれる精神障害者や小規模作業所利用者の移行などを見込んだうえで、必要なサービス量を見込むこととなっているが、その具体的な方法について伺いたい。</p>	<p>国としては、これまでのワークシートや手引きにおいて小規模作業所からの移行や退院可能精神障害者の見込み方等の具体的な方法をお示してきたところだが、計画は各自治体において作成するものであるから、国のワークシート等を参考にしつつ、計画作成委員会等で具体的にどのような手順で作成していくのかよく議論し、その自治体にあった手法で計画づくりを進めていただきたい。</p>
サービス見込量	<p>中間報告のフォーマットは国から提示されるのか、提示される場合いつごろ提示されるのかご教示願いたい。</p> <p>特に、ホームヘルプ系のサービスについて、集計にあたっての様式は提示される予定があるのか否かお聞きしたい。</p>	<p>今後、別途お示しする予定である。</p>

大分類	質問の内容	現段階での考え方
サービス見込量	<p>日中活動系・居住系サービスに係るサービス見込量推計ワークシートが示されたところであるが、訪問系サービスについての具体的見込み方は。</p>	<p>訪問系サービスについては、未だサービスを実施していない市町村から高い水準の給付を行っている市町村まで地域差が大きく、国として、利用者数や一人当たり利用量について、一律の見込み方（ワークシート）をお示しすることは困難と考えている。したがって、基本指針にお示しているように、各市町村毎に、現在のホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者の伸び、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じることにより、見込んでいただくことを想定している。</p>
サービス見込量・指定基準等	<p>事業者指定（特に施設系（日中活動系）、10/1施行）と数値目標（9月中旬報告）との関係はどうなるのか？ 事業者指定は準備指定として夏頃から申請受付・審査事務が予想されるが、その時期は数値目標（案）については調整中である。 従って、計画の目標値によっては指定しないことがあり得ることを前提に事業者指定申請を受理して、審査を行うことになるのか？</p>	<p>法第38条第2項の指定の扱いについては、都道府県障害福祉計画の策定を前提にして行うこととなっており、計画策定前に指定拒否を行うことは困難と考えている。なお、計画的な基盤整備を進めるため、10月の施行時点から、法第38条第2項の指定の扱いの運用を行う必要がある都道府県については、必要なサービスの見込量部分のみを先に確定させた「暫定計画」を作成し、それに基づいて指定拒否を行うことも可能と考えている。</p>
指定拒否	<p>障害者支援施設では、夜の施設入所支援に加えて、昼は、生活介護等の日中活動サービスがあわせて提供されることとなるが、この生活介護について、計画の数値を上回る場合には、指定拒否を行うことができるのか。その場合、法第何条のどこを根拠に指定拒否を行うのか。</p>	<p>障害者支援施設の指定は、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行うこととされており（法第38条第1項）、お尋ねの場合には、施設入所支援と生活介護の定員を定めて申請を行うこととなる。この場合、計画の数値を上回る又は計画の達成に支障が生じる場合には、同条第2項により、指定拒否を行うことができる。</p>

大分類	質問の内容	現段階での考え方
サービス見込量・地域生活支援事業	<p>地域生活支援事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の種類ごとの量の見込みを定めることとなっていますが、どのようなことを想定されているのか具体的にお示しください。 ・相談支援、日常生活用具、コミュニケーション支援、福祉ホーム、地域活動支援センター等の見込量はどのような単位とするのでしょうか。 ・人材育成の中にも手話通訳等の育成、相談支援従事者の研修等様々な事業があり、全てを計画で網羅することは困難ではないでしょうか。 	<p>・地域生活支援事業については、障害者及び障害児のニーズを十分把握しつつ、地域における障害福祉サービスの提供状況、地理的条件、ボランティアなどの社会資源の活用等を勘案して、柔軟な対応により効率的・効果的に実施できるよう、各自治体において各年度における数値目標を含め適切に計画を策定願いたい。</p> <p>各年度における事業の種類ごとの量の見込とその考え方については、各事業の内容を勘案して設置見込か所数、利用見込者数等について記載することが考えられる。</p> <p>人材育成については、国の基本指針において、サービス管理責任者や相談支援専門員を養成する研修について、研修計画を作成して計画的に実施することが、必要であるとしているところであり、これを踏まえつつ、各地域の実情に応じて設定されたい。</p> <p>なお、詳細については、別途お知らせする予定である。</p>
サービス利用の形態	<p>障害福祉計画の基本指針には、計画に盛り込むべき就労関係の目標として、障害者委託訓練事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業及び職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について具体的な数値を示しているが、このことは就労移行支援等の福祉サービスを受けながら、このような労働サイドの訓練事業や試行雇用事業等を同時に利用できると捉えてよいのかご教示ください（従前は同時に利用することは不可能と認識していました）。</p>	<p>就労移行支援事業の利用者が、トライアル雇用やジョブコーチを活用することは可能である。</p>
指定基準等	<p>アンケート調査を実施するにあたって、数カ所の事業所は多機能型を計画しているが、いくつかの課題があり新体系に向けた計画が進まない状況である。</p> <p>下記について、指針を早急に示されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①エリアの問題…複数の小規模事業所が一事業所としての運営を計画しているが、福祉圏域をまたがるなど事業所所在地間の距離が離れている場合、どの程度までなら一体的な運営と解釈できるのか。 ②事業所の数の問題…いくつまでなら認められるのか。 ③多機能型の人員配置の問題…各事業の利用人員に応じたサービス提供職員の配置基準はどのような算定になるのか。 ④複数事業体系ではなく、単一事業体系の事業所を数カ所ブランチ的に運営する場合は、“一体的な運営の要件”に合致していれば一事業所として認められるのか。 	<ol style="list-style-type: none"> ①エリアの問題…地域的範囲の目安として、主たる事務所と従たる事務所は、同一の日常生活圏域において、緊急時にサービス管理責任者が適切に対応できるような距離にあることとする。（運用上、主たる事務所と従たる事務所の間は、原則として、概ね30分以内で移動可能な範囲とする。） ②事業所の数の問題…「一体的な運営の要件」に合致していれば、事業所指定することは可能。 ③人員配置について、直接サービス提供職員は、場所（事務所）ごとに、少なくとも専従・常勤職員を1以上配置すること。 <p>利用者数について、主たる事務所及び従たる事務所のそれぞれについて、事業ごとに定める最小利用人員以上となる。</p> <p>なお、①～③の詳細については、障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議資料（平成18年4月26日：障害者自立支援法関係資料8）を参照されたい。</p> <p>④「複数事業体系ではなく～」…貴見のとおり。</p>

大分類	質問の内容	現段階での考え方
指定基準等	地域移行型ホームについて、報酬単価は、共同生活援助（グループホーム）と同じか。	地域移行型ホームの報酬単価については、その指定内容に応じて、共同生活介護（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）のいずれかの報酬単価によることとなる。
指定基準等	精神障害者生活訓練施設は、新体系の事業として、夜間は「施設入所」への移行は可能か。 （精神障害者生活訓練施設は、グループホームかケアホームにしか移行できないと解している事業者がいる。）	夜間の「施設入所」、即ち、施設入所支援は、第一種社会福祉事業である障害者支援施設において提供されるものである。従って、障害者支援施設としての施設基準、設置主体の種別等の要件を満たす場合には、現行の精神障害社会復帰施設から障害者支援施設に移行することは可能である。
指定基準等	重症心身障害児施設、国立病院機構の新体系への移行予定を把握するにあたって、療養介護事業の指定は、ベット単位、病室単位、病棟単位のいずれにより行われるのか。	療養介護事業の指定は、病棟ごとに療養介護の最低定員である20名以上の基準を満たす必要がある。
指定基準等	地域活動支援センターを多機能型で選択する場合、設備基準等は示されるのか。	地域活動支援センターは、地域生活支援事業であり、自立支援給付が対象となる多機能型が想定する事業ではないが、自立支援給付に係る事業に併設することは可能である。なお、センターの最低基準は、告示で告示する予定である。
新体系事業指定	<p>1 サービス利用者の将来見通しによれば、就労継続（雇用型）の平成23年度の人員は、全国で36,000人とされている。雇用型は、利用者との雇用契約に基づき、最低賃金を保障することが求められているが、現実にはこれの保障は非常に困難であり、目標人員の達成は不可能ではないかと思われる。具体的な新体系への移行に当たっての施設指導については、最低賃金法の適用除外を念頭において調整することとして差し支えないか。</p> <p>2 現行の施設は、施設種別が異なるため、同一敷地で管理部門を共有していても、別施設として施設訓練費を算定している。新体系に移行する場合、このようなケースは、同一の施設として算定することとなるのか。また、新体系移行について、一方の施設だけ移行し、もう一方の施設は時期をずらして移行することとしていいのか、それとも同時に全て移行すべきか、お伺いしたい。</p>	<p>1 雇用型においては、利用者を雇用する形態をとることから、最低賃金法等の労働法規が適用される。最賃法においては、障害等の理由により労働能力の低い者に対し適用除外の制度があり、現在の福祉工場においても適用されているところであり、いわゆる雇用型事業についても適用されるものと考えている。なお、10月以降、こうした最賃適用除外の申請が急増することが予想されることから、事務処理が円滑に実施されるよう、現在、労働担当部局と調整を行っているところ。</p> <p>2 新体系において、同一の場所で複数種類の事業を実施する場合は、一体的な運営が可能であることから、原則、多機能型と同様に取り扱うこととしている。ただし、現に複数の指定施設を同一敷地内において実施している場合については、新体系への移行後も、それぞれの施設ごとの運営が完全に独立しているときは、経過措置として、それぞれ独立した指定事業所として取り扱うこととしている。（参照：18.4.26 障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議資料8 p10）</p>

大分類	質問の内容	現段階での考え方
退院可能精神障害者	<p>国が示した退院可能な精神患者数について、どのような考え方で算出されたのかお示しいただきたい。また、「退院可能な患者数」と「病床数の減少」は同じ考え方なのか。</p>	<p>「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の数については、平成14年度の患者調査による統計値であり、各都道府県ごとの数についても、この患者調査に基づくものである。この「退院可能な精神障害者」の数は、当該患者調査で約7万人とされている。一方、「必要な精神病床数の減少」は、医療計画における精神病床に係る新たな基準病床算定式にあるように、平均残存率、退院率の改善を通じて、必要となる病床数の減少が促されるというものである。（「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を参照願いたい。）</p>
退院可能精神障害者	<p>精神科病院入院患者の退院見込み者と既施設入所者の地域移行の目標値設定について（3月1日課長会議資料3-1の13ページ「居住系サービス利用者の将来見通し」の解釈） 退院可能な精神科病院入院患者7万人のうち、地域移行外の2万人は施設入所者等にカウントされているが、具体的にはどのような移行先を考えているのか。</p>	<p>「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」については平成24年度の解消を目指すこととしているが、ご指摘の資料では、その途上にある平成23年度における見通しを記載したものであり、その時点においては病院入院等の状況にある「退院可能な精神障害者」も一定数存在するものと想定している。</p>
地域生活支援事業	<p>地域生活支援事業実施要綱（案）3の（1）及び（2）において、都道府県・市町村の必須事業として掲げられているが、地域の実情によっては実施体制が未整備であり、事業着手が困難だとしても、都道府県及び市町村の障害福祉計画に、事業実施について必ず盛り込まねばならないか。</p>	<p>地域生活支援事業のうち、必須事業としてあげられているものについては、地域の実情によってはすぐに実施することが困難な場合もあると承知しているが、将来においていつの時点から事業を実施するか等については、計画に盛り込むことが可能であると考えている。</p>
地域生活支援事業	<p>地域生活支援事業を見込むに当たって国庫補助金の配分額及び地方交付税の財政需要額への算入額を提示いただかないと各市町村において事業量の算出が困難である。配分額の提示時期はいつごろか。</p>	<p>国庫補助配分額については、市町村の配分に用いる事業評価指標調査の終了後、7月頃内示予定。</p>
財源	<p>18年10月以降の福祉作業所の支援に係る交付税措置はどうか。</p>	<p>18年10月以降は、地域活動支援センター及び小規模作業所分への委託（補助）分として交付税措置（市町村分）されている。</p>

全国課長会議等における質疑応答(障害福祉計画関連)

NO.	質問項目	質問の要旨	回答内容	回答日
1	72 相談支援事業	地域生活支援事業において相談支援事業は必須事業とされているが、補助事業である「機能強化事業」「居住サポート事業」「成年後見支援事業」も必須事業と考えるのか。	相談支援事業自体は必須事業であるが、機能強化事業等は任意であり、行った場合は補助金の対象となる。	H18.5.11
2	75 地域活動支援センター	18年度の小規模作業所の交付税はどのように措置されるのか。	17年度と同額を措置したと聞いている。なお、18年10月以降の県分は市町村分に振り返る予定である。	H18.5.11
3	80 障害福祉計画	障害福祉計画の数値を超えるサービス提供があった場合、国庫負担金は減額するのか。	法律上はできることとなっているが、現在のところそのような取扱いは考えていない。(計画値を超えても国庫負担金は減額しない。)	H18.5.11
4	80 障害福祉計画	精神障害者生活訓練施設は、施設入所削減目標の7%削減対象なのか。	7%削減対象とするのは長期の入所が常態化しているものを想定している。精神障害者生活訓練施設は有期限の利用形態であることから、一般的には7%削減対象施設にはならないと考えている。 なお、都道府県の判断として、長期の入所が常態化しているのであれば、7%の削減対象として差し支えない。	H18.5.11
5	80 障害福祉計画	既存の施設が新体系に移行しようとする際、新たな施設設備基準に合致していない場合はどう取り扱うのか。	既存する施設については改築せずに運営できるように考えている。	H18.5.11
6	80 障害福祉計画	財政上の制約を理由に、事業者の指定を拒否できるか。	事業者指定を拒否できるのは、法律上、計画の数値を超える場合などに限定されている。単に財政上の制約を理由に指定を拒否することはできない。なお、計画を策定する際に、財政上の制約も踏まえて検討することは考えられる。	H18.5.11
7	80 障害福祉計画	移行計画書を18年9月末までに事業者から提出受けというが、国への中間報告の時期を考えると、中間報告に移行計画書の内容を反映できないのではないのか。	18年9月に中間報告を国が求めるのは、国の予算に反映させるため。あくまでも中間報告で良い。後日、最終確定値の報告を求めるが、その際には移行計画の内容も反映することとなる。	H18.5.11
8	80 障害福祉計画	旧体系で残る施設サービスについても障害福祉計画に盛り込む必要があるのか。	障害福祉計画は新体系のサービスを定めるもの。23年度末には全て新体系になることを前提に、それまでの間に新体系で提供されるサービスを計画値として定めることになる。旧体系に残る量を計画に盛り込む必要はない。ただし、入所施設のみは旧体系も合算した入所定員総数で管理することとなるので、新旧合わせて計画に盛り込むこととなる。	H18.5.11
9	80 障害福祉計画	複数の市町村で共同して障害福祉計画を策定することは可能か。	法律上は市町村障害福祉計画として各市町村ごとに計画を策定する必要がある。 なお、内容(数値目標等)を広域的に設定することは可能と考える。	H18.5.11
10	80 障害福祉計画	7万人と言われている退院可能精神障害者のスケジュールに矛盾はないか。	H14年に大臣答弁で「今後10年」と言っており、H24までに解消することを正式な目標としている。そのため、今回の計画期間のH23まででは全面解消とはならない。なお、H16のビジョンでも今後10年と言っているが、前倒しで大臣答弁の内容を目標にしている。	H18.5.11
11	80 障害福祉計画	H17に患者調査を行っているが、その集計結果を今回の計画策定に反映しないのか。	H17の患者調査の集計には1年かかる見込みのため、今回の計画策定にはH14の患者調査の結果を使うことになる。	H18.5.11